

説明会後の質問への回答

Q 1

投票の場所について、施設内に不在者記載場所を設けて行うのではなく、選挙人の居室（病室）へ管理者、立会人が順番に部屋を回って投票を行うことは可能ですか？

A 原則として、不在者投票ができる指定施設であったとしても投票記載場所以外で不在者投票をすることはできません。

ただし、重病人等歩行困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理のもとで立会人の立会いがある限り、居室等の記載場所以外で投票することは差し支えありません。ただし、この場合、「不在者投票事務に関する施設からのよくある質問」Q 3 4と同様に、室内に候補者の氏名等の記載してある文書は掲示しないほか、投票の秘密の保持に特に注意してください。

また、代理投票を行わせる場合は、投票事務に従事する者（不在者投票管理者及び立会人を除く）のうちから補助すべき者2人を立ち会わせてください。

なお、不在者投票は選挙人の自らの意思に基づき行っていただくものですので、管理者や立会人、事務従事者が投票を強要するようなことがないよう御留意ください。